

## 税務訴訟に及ぼす 影響

今回の改正の最重要課題は、行政に対する

田大学大学院における租税訴訟補佐人研修を 法」) が改正された。本稿では、筆者が早稲 訟に及ぼす影響を考察してみたい。 受講した経験から、この改正が今後の税務訴 本年4月に行政事件訴訟法 (以下「行訴

①行政事件訴訟 (税務訴訟を含む。) は民事 果たす役割) 、不服申立前置主義と税務訴訟(行訴法の

②行訴法においては、行政処分の取消訴訟に る特殊性によりその取扱いを特に行訴法に定 訴訟に属するので当然民事訴訟法の適用を受 けるが、行政事件は通常の民事事件とは異な

り、原則として不服申立前置主義はとってい 裁判所に出訴するかについて選択を認めてお ついて 審査請求を行うか、または 直ちに

処分庁に対する「異議申立て」と行政処分庁 以外の行政庁に対する「審査請求」を経た後 関税法及び地方税法において原則として行政 認定につき複雑かつ専門的であり訴訟の前段 所の事務負担能力を考慮して、国税通則法、 階までに争点を整理する必要があり、 にしか訴訟ができない規定になっている。( 不 ③ところが税務訴訟については 課税標準の 裁判

補完がなされるのである。 おり、民事訴訟法を基盤として行訴法でその ④ 最終的にこの訴訟の段階に至ると前述のと 2、行訴法改正の目的

今回の改正が実質的には初めての改正である。 進法に基づき設置された司法制度改革推進本 至った。行訴法は昭和37年に制定されて以来 平成16年6月国会で可決され本年4月施行に 部の行政訴訟検討委員会において進められ、 行訴法の改正は平成13年の司法制度改革推

ぞれ個々の方策を示している。 ける仮の救済の制度を整備する、 するための仕組みを設ける 行政訴訟をより利用しやすく、 今回の改正の基本四方策は、 審理の充実、促進を図る 分かりやすく でありそれ 救済範囲の

> 処分の理由を明らかにする資料の提出を求め 釈明処分として、行政庁に対し、採決の記録や られ、審理の充実、促進を図るため、裁判所が 訟による国民権利利益の救済範囲の拡大が図 訟の原告適格について適切な判断を担保する を当事者訴訟の一類型として明示し、取消訴 義務付け訴訟、差止訴訟を法定し、確認訴訟 救済を実効的に保障するというものであり、 司法審査の機能を強化して国民の権利利益の ための考慮事項を規定するなど、行政事件訴 ることができる制度が新設されたのである。 税務訴訟に影響のある改正点

す影響について考察するに、主に下記の五点 があげられるであろう。 さて今回の行訴法の改正が税務訴訟に及ぼ

被告適格の簡明化 (11条)

政庁から国又は地方公共団体に変わった(従 提起する。」と改正され取消訴訟の被告が行 団体に所属する場合には、当該処分をした行 政庁の所属する国又は公共団体を被告として 来の被告は「甲税務署長」であったものが . 国」となった。) 「処分又は裁決をした行政庁が国又は公共

②出訴期間の延長 (14条) ができない結果になってしまうことがあった。 合もありえた。その場合は訴訟要件不備とし し立てることになるが(15条)、認められない場 ということは意味があるといえよう。 た為に門前払いになること自体が無くなった 訴期間が経過してしまい訴訟を提起すること ならず、現実問題としてその時点ですでに出 て訴えが却下され再度訴えを提起しなければ を有する行政庁を特定する原告の負担が大き いうことの負担、被告を誤ることがなくなっ 従来の被告は行政庁であったため被告適格 今回、この改正により被告を誰にするかと 被告を誤って提起すると被告の変更を申

起することができない。ただし、正当な理由 を知った日から六箇月を経過したときは、提 「取消訴訟は、処分又は裁決があったこと 従来よりも出訴期間が3月延長され、

合には延長されることになった。 更に出訴期 の期間も不変期間でなく正当な理由がある場 間の起算日の初日の算入に関しても、

備時間としては不十分感のあるものであっ なり緩和されたといえよう。 が今回の改正によりこの時間的なリスクもか その業務を引き受けてから出訴するまでの準

所が追加された。(たとえば、京都の税務署長 地裁のいずれにも提起できることになった。) の処分については、京都地裁、大阪地裁、東京 ることができる。」と改正され、更に管轄裁判 の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起す 質的には東京地裁が追加された。また、「原告 告であったので管轄裁判所は行政庁の所在地 属する。」と改正された。改正前は行政庁が被 の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所 になったため、行政庁の所在地の裁判所に実 の裁判所のみであったが、改正後は被告が国 を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をし た行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に . 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地

が可能となった。 ことにより迅速かつ的確な判断を受けること 置いて専門的に処理をする裁判所を選択する が高く、 東京地裁等のように行政専門部等を ところではあった。 税務訴訟は極めて専門性 り判決にもばらつきがあり問題視されていた 庁の所在地により管轄裁判所が決定されてお を選択することができるようになったのであ 従来の税務訴訟では、処分を行った行政

消の訴えを提起することができない旨の定め 出訴期間、法律に当該処分についての審査請 又は裁決の相手方に対し、被告とすべき者、 があるときは書面で教示しなければならな 求に対する裁決を経た後でなければ処分の取 きる処分又は裁決をする場合には、当該処分 「行政庁は、取消訴訟を提起することがで

初日不

実務上出訴期間が3月というのは弁護士が

この改正で原告は自らの意思で管轄裁判所



ったと思われる。 提供をすることを新たに義務付けることによ 関する教示の制度はなかった。取消訴訟の提 を得る機会を十分に確保することが可能にな どの教示の制度は存在していたが取消訴訟に り、国民に対し分かりやすく権利利益の救済 起に関する事項について行政庁に対して情報 以前から行政不服審査法において審査庁な

が、4条により救済される余地は残っている いて規定されていないことはやや不満が残る ただし誤った教示をした場合の取扱いにつ

5義務付け訴訟 (3条6項、37条の2)

して論議されてきた訴訟のうち義務付け訴訟

であっても一定の要件があれば処分の義務付 等が明らかでなく義務付け訴訟はほとんど認 不発動による国民への重大な損害発生を事前 けが請求できることになったことは規制権限 められなかった。 今回申請権等を有しない者 される余地があるとされてきたが、その要件 に救済する趣旨であり、救済の範囲を拡大し

き旨を命ずることを求める訴訟をいう。 て『義務付けの訴え』とは、次に掲げる場合 において、行政庁がその処分又は裁決をすべ

行政庁が一定の処分をすべきであるにか

義され、抗告訴訟の一つとして法定化された。 ていないとき。」と義務付け訴訟について定 た場合において、当該行政庁がその処分又は 裁決をすべきであるにかかわらずこれがされ る旨の法令に基づく申請又は審査請求がされ 非申請型の義務付け訴訟であり、37条の2に

王義への転換を図るべく、法廷外抗告訴訟と ため取消訴訟中心主義から違法行為是正訴訟 司法の行政に対するチェック機能の強化の

が抗告訴訟の類型として法定化された。 従来は一定の要件を具備した場合には許容

新設された3条6項では「この法律におい

かわらず、これがされていないとき(次号に 掲げる場合を除く。)

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求め

おいては義務付け訴訟はできないと解される。 を避けるため他に適当な方法がない」には該 が個別法に定められており、上記の要件「損害 訟に関する目玉であるのは、減額更 当しないものとされる。 つまりこのケースに 請求についてはその損害を避けるための方法 るか否かということである。 期限内の更正の 今回の改正行訴法のうち間違いなく税務訴 減額更正(期限徒過の場合)と義務付け訴訟

ての義務付け訴訟があげられる。 更正の請求期限を徒過してしまっ

> ろう。納税者の訴えが認められる判例を積み 事案に応じて裁判所でも判断されることにな 付け訴訟が増加すると思われるがそれぞれの

利救済の道が閉ざされるケースが多々あった。 務当局に任せているのが現実である。従って、 はなく、内部の取扱いでは、案件案件で早期に 額更正の期間制限内に処分されなかった等権 らえなかったり、審査は受けたが5 に嘆願書を提出してもその内容を審 更正の請求期限を徒過してしまい、 対応するよう指導はしているがその 額更正の処分を待つのが一般的であ は実務的には税務署長等に嘆願書を提出し減 れは税務署長等に減額更正を強制するもので 年間の減 置しても た場合に 裁量を税 るが、こ

ても実に不安定な制度である。 理を巡る争い)のように、期間を徒 潟地裁昭和62年6月25日判決 ( 減額 額更正の嘆願等については、これら 怠った税理士に対する損害賠償請求 今回の修了課題の判決 ( 減額更正の嘆願を 野正の処 から鑑み 過した減 事件)、新

税更正請求却下決定取消等請求事件があげら れる。その判決要旨は下記の通りである。 訟はできないものとされてきた。有名な判決 として京都地裁昭和56年 (行ウ)第 従来より減額更正処分を求める義 914号所得 務付け訴

の第一次的判断権を害しない限りに 原告の所得税について職権で減額更 た場合に、これを職権で減額更正するかどう 法裁判所の判断の対象たりうるものというべ である被告に対し作為を求めるものであっ かは被告の第一次判断権に属するものであ う求めているが、原告の右請求は、 『原告は、本件訴えにおいて被告 司法裁判所としてはこれを尊重しなけれ かかる請求は三権分立の建前上 被告が更正の請求の期限を経過し において司 - 行政機関 行政機関 に対し、 企するよ

損害を避けるため他に適当な方法がないとき おいて「一定の処分がされないこと 大な損害を生ずるおそれがあり、 に限り提起することができる。」とその要件 かつ、その により重

というべく、右訴えは不適法である。』

ばならず、これに介入することは許されない

権に属するものであるから三権分立の立場か

つまり減額更正は行政機関の第一次的判断

ら司法は介入できないという判断である。と

内の更正の請求について義務付け訴訟ができ 更正の請求 ( 法定期限内 ) と義務付け訴訟 行政訴訟検討会でも問題になったのが期限 正につい できると解される。 局に対し、納税者がその処分を求めることが

にその減額更正という権限を保有する税務当

これはまさに除斥期間 (5年)の終了まで

今後はこれを根拠に減額更正を求める義務

他に適当な方法がないことと規定している。 要件として重大な損害を生ずる恐れがあり、 請型の処分の義務付けの訴えが認められその ころが今回の改正で上記 に記すように非申

、5年以内 減ると思われる。今後に残された問題点とし の改正により手続きミスによる却下は大幅に のシフトが始まる可能性がある。また前記3。 いても取消訴訟集中型から義務付け訴訟等へ かなり達成されたと思われる。 税務訴訟にお 4、今後の問題点 (租税関係法) 重ねることによってこの改正が実のあるもの になることを願う次第である。 国民の権利利益の実効的な救済の実現」は 行訴法の今回の改正によりその目的である

①不服申立期間

ては下記があげられる。

である自由選択制の採用を考慮すべきであ 正により不服申立期間の延長を図るか、もし 正の趣旨を生かすためには国税通則法等の改 前置主義の下では国税通則法等による不服申 くは不服申立前置主義を廃止し行訴法の原則 な出訴期間は 2 月である。よって行訴法の改 立期間は2月 (または1月) であり、実質的 出訴期間が6月に延長されたが、不服申立

## ②更正の請求期間

のこと。時宜を得た要望と思われる。実現を 長』を含め、国会議員への陳情等を行ったと 重要な13項目のうちに『更正の請求の期間延 務省など関係省庁等に提出し、うち緊急かつ ば、平成18年度税制改正に関する建議書を財 折しも最新の日税連と日税政の機関紙によれ うことができる期間を5年とすべきである。 来は国税通則法等を改正して更正の請求を行 税庁が行う更正処分の期間との整合性より本 正につき救済の道が開かれそうであるが、課 義務付け訴訟において期間経過後の減額更